

「八尾市立病院維持管理・運営事業（第２期）」に係る 事業契約締結について

八尾市立病院維持管理・運営事業（第２期）について、平成 31 年 3 月 25 日付けで事業契約を締結しましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき公表します。

1. 公共施設等の名称及び立地

八尾市立病院

大阪府八尾市龍華町 1 丁目 3-1

2. 選定事業者の商号又は名称

所在地 大阪府八尾市光町一丁目 46 番地

商号 八尾医療 P F I 株式会社

代表者 代表取締役 門井 洋二

3. 公共施設等の整備等の内容

建設・設備維持管理業務、病院運営業務、及びその他病院運営業務

4. 契約期間

平成 31 年 3 月 25 日から平成 46 年 3 月 31 日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第 2 節 S P C の債務不履行による契約の早期終了

（維持管理・運営期間中における契約の早期終了）

第 83 条 維持管理・運営期間中、通常のモニタリングの手続を経てもなお、S P C が提供する業務の一定数以上において業務要求水準を達成しない場合等、S P C の責めに帰すべき事由により医療業務の遂行に支障を及ぼす債務不履行が発生したときは、市は、S P C に対し、その旨明記した書面により、当該不履行を治癒するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行う。かかる催告期間内に当該不履行が治癒されない場合、市は本契約の全部又は一部を終了させることができる。

（債務不履行に基づく契約の即時終了）

第 84 条 本契約締結後、事業期間終了時まで次に掲げる事由が生じた場合、市は、S P C に対し、書面により通知したうえで、本契約の全部又は一部を終了させることができる。

(1) S P C が、自主的に本事業の全部又は一部を放棄し、10 日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) S P C につき、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始若しくは特別清算手続

開始、特定調停手続又はその他今後新たに創設されることのあるこれらと同種の手続について、ＳＰＣの取締役会においてその申立てを決議したとき又は第三者（ＳＰＣの取締役を含む。）によってその申立て（特定調停手続の申立てを除く。）がなされ、申立ての日から 15 日以内に当該申立てが取下げ、棄却若しくは却下されなかったとき。ＳＰＣに支払不能、支払停止、又は手形交換所の取引停止処分がなされたとき。

- (3) ＳＰＣが、累積で自己の負担する金 5,000 万円以上の債務の履行を 60 日間以上にわたり遅延したとき。ただし、当該債務の履行遅延が市の債務不履行に起因する場合又は ＳＰＣが当該債務の存在を法的手続に基づいて争っている場合はこの限りでない。
- (4) ＳＰＣが、業務結果報告書の重要部分に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (5) ＳＰＣが、市の承諾なく、本事業以外の業務に従事したとき。
- (6) 市の責に帰すべき事由によらず、本事業を本契約に従い遂行するために必要となる許認可等（市が単独で取得又は届出を行うべきものは含まない。）のうち一つでも失効し、又はその更新が拒絶された場合で、60 日以内にかかる状況が修復されなかったとき。
- (7) ＳＰＣの責めに帰すべき事由により、事業期間中、医療業務の遂行に重大な支障を及ぼす債務不履行が発生したとき。
- (8) ＳＰＣが自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (9) 本契約に基づく ＳＰＣの義務の履行が自己の責めに帰すべき事由により違法になった場合、又は本契約に基づく ＳＰＣの義務の履行が自己の責めに帰すべき事由により本契約がその条項に従い履行強制可能な適法かつ有効な拘束力ある ＳＰＣの義務を構成しなくなった場合。
- (10) ＳＰＣ又はその役員等が八尾市暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合。

（債務不履行に基づく一定期間経過後の契約の早期終了）

第 85 条 本契約締結後、事業期間終了時まで次に掲げる事由が生じた場合、市は、ＳＰＣに対し、書面により通知したうえで、本契約の全部又は一部を終了させることができる。ただし、この場合、市は、ＳＰＣに対し、別段の合意がある場合を除き、30 日間の修復期間を認めるものとする。また、市は、かかる修復期間中においても、ＳＰＣに対し、適切な担当者（構成員、協力企業又は受託企業の担当者を含む。）をして説明させることを求めることができ、市の合理的に満足する様式及び内容の修復計画書の提出を求めることができる。

- (1) ＳＰＣが第 78 条において表明し保証した事実が本契約締結時において、ＳＰＣの業務遂行に重要な悪影響を与える部分につき真実でないか若しくは正確でなく、若しくは虚偽であることが判明した場合、又は誤解を避けるために必要な事実の表示が欠落していることが判明した場合。
- (2) ＳＰＣが第 80 条に規定する約束事項を履行又は遵守しない場合。
- (3) 時の経過又は通知により、前 2 号のいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実が発生したと市が判断し、これを ＳＰＣに対し、書面により通知した場合。

第 3 節 ＳＰＣの債務不履行により契約が早期終了した場合の損害賠償等

（契約の終了）

第 86 条 ＳＰＣの責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合、ＳＰＣは、市に対して、別紙 1 に示

す金額を違約金として、本契約終了の後速やかに支払うものとする。

- 2 市はサービス対価のうち、本契約終了までに S P C が実施した維持管理・運営事業にかかる必要な対価を、別紙 5 に従い S P C に支払う。

(病院施設が損傷している場合)

第 87 条 前条の規定にかかわらず、維持管理・運営期間の開始後に本契約が終了され、かつ、S P C の責めに帰すべき事由により病院施設が損傷している場合、S P C は、市に対して必要な修繕費を支払うものとする。

(その他の損害賠償)

第 88 条 前 2 条の規定は、市による、S P C の債務不履行に基づくその他の損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約終了における S P C の業務継続義務)

第 89 条 S P C は、本契約が終了した場合、市がその合理的な対価を確保する限り、市の要求に応じ、次の事業者が選定され、維持管理・運営事業その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断しないよう、又はその他かかる業務に支障をきたすことがないよう必要な実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

- 2 前項の場合、S P C は、市又は市が指定する第三者に対して、本契約に定める維持管理・運営事業その他それらに付随する業務に関する必要事項を説明し、当該業務に関する要領その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。また、S P C は、当該引継ぎの間、本病院の維持管理・運営に支障が生じないよう必要な協力を行わなければならない。

- 3 市及び S P C は、当該引継ぎに要する期間について協議するものとする。

第 4 節 市の債務不履行による契約の早期終了

(市による支払の遅延)

第 90 条 市が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を S P C に対し遅延損害金として支払う。

(市の債務不履行による契約の早期終了)

第 91 条 次に掲げる場合、S P C は、市に対し、書面により通知したうえで、本契約の全部を終了させることができる。

- (1) 市が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を継続して 90 日以上にわたり遅延した場合。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、本事業の遂行に著しい支障をきたし、本契約の目的を達することができなくなった場合。
- (3) 本事業遂行に重大な支障を生ぜしめる問題が発生し又は発生するおそれがあると S P C が合理的に判断する場合において、S P C が市に対して 30 日以上当該問題を解決するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行ったにもかかわらず、かかる催告期間内に当該問題が解決されなかった場合。

- 2 市の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営事業開始予定日より4か月を経過しても維持管理・運営事業が開始できない場合、SPCは、今後の対応につき市に協議を求めることができるものとし、市はこれに応じるものとする。協議開始日より30日経過後においてもかかる協議が整わない場合、SPCは、市に対し、書面により通知したうえで本契約の全部を終了させることができる。

第5節 市の債務不履行により契約が早期終了した場合の損害賠償等

(契約の終了)

第92条 本契約締結後、事業期間終了までの間、第91条の規定により本契約が終了された場合、市は、SPCに対し、サービス対価のうち、契約終了までにSPCが実施した維持管理・運営事業にかかる対価を本契約終了時に一括にて支払う。

(その他損害賠償請求)

第93条 前条の規定は、SPCによる、市の債務不履行に基づくその他の損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約終了におけるSPCの業務継続協力義務)

第94条 SPCは、第91条に基づき本契約が終了し、その対価及び支払方法について市との合意が成立した場合、次の事業者が選定され、本病院の維持管理・運営事業その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断しないよう、又はその他かかる業務に支障をきたすことがないよう協力する。

2 前項の場合、SPCは、市又は市が指定する第三者に対して、本契約に定める維持管理・運営事業その他それらに付随する業務に関する必要事項を説明し、当該業務に関する要領その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。また、SPCは、当該引継ぎの間、本病院の維持管理・運営事業に支障が生じないよう必要な協力を行わなければならない。

3 市及びSPCは、当該引継ぎに要する期間について協議するものとする。

第6節 市及びSPCの合意による契約の早期終了

(合意による契約の終了)

第95条 市及びSPCは、合意により本契約を終了させることができる。

2 SPCは、前項により本契約が終了した場合、市がその対価を確保する限り次の事業者が選定され、本病院の維持管理・運営事業その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断しないよう、又はその他かかる業務に支障をきたすことがないよう実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

3 前項の場合、SPCは、市又は市が指定する第三者に対して、本契約に定める維持管理・運営事業その他それらに付随する業務に関する必要事項を説明し、当該業務に関する要領その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。また、SPCは、当該引継ぎの間、本病院の維持管理・運営事業に支障が生じないよう必要な協力を行わなければならない。

4 前3項の場合、市は、新たな事業者を速やかに選定するよう、最大限努力するものとする。

第7節 市及びSPCに帰責事由のない契約の早期終了

(市及びSPCに帰責事由のない場合)

第96条 本契約の締結後における不可抗力又は法令変更により事業の継続が不能となった場合又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合は、それぞれ第10章又は第11章に従い本契約が終了する。

(契約終了におけるSPCの業務継続義務)

第97条 SPCは、前条に基づき本契約が終了した場合、市がその対価を確保する限り次の事業者が選定され、本病院の維持管理・運営事業その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断しないよう、又はその他かかる業務に支障をきたすことがないよう必要な実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

2 前項の場合、SPCは、市又は市が指定する第三者に対して、本契約に定める維持管理・運営事業その他それらに付随する業務に関する必要事項を説明し、当該業務に関する要領その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。また、SPCは、当該引継ぎの間、本病院の維持管理・運営事業に支障が生じないよう必要な協力を行わなければならない。

3 市及びSPCは、当該引継ぎに要する期間について別途協議するものとする。

6. 契約金額

101,563,868,261円(税込)

7. 財政負担額の削減効果

項目	値
①PSC(現在価値ベース)	84,034百万円
②PFI-LCC(現在価値ベース)	78,139百万円
③VFM(金額)	5,895百万円
④VFM(割合)	約7.0%
⑤使用した割引率	2.0%

8. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(什器・備品及び医療機器の所有権移転)

第98条 契約期間満了により本契約が終了した場合、SPCは、専らSPCが使用する什器・備品及び専らSPCが使用する医療機器の所有権(更新後の什器・備品、医療機器を含む。)を、別紙9記載の方法により無償にて譲り渡さなければならず、市は、自ら又は市の指定する第三者をして、これを譲り受けなければならない。

2 第8章第2節ないし第7節に基づき本契約が契約期間満了前に終了した場合、SPCは、専らSPCが使用する什器・備品及び専らSPCが使用する医療機器の所有権(更新後の専らSPCが使用する什器・備品及び専らSPCが使用する医療機器を含む。)を、別紙9記載の方法により有償にて譲り渡さなければならず、市は、自ら又は市の指定する第三者をしてこれを譲り受けなければならない。

3 前項にかかわらず、第8章第2節に基づき本契約が終了した場合、市とSPCは、前項に記載する什器・備品及び医療機器のうち、本契約終了後の本病院の維持管理・運営に不要となる什器・備品及び医療機器

の買取の有無及び条件について協議を行う。

- 4 前3項に基づき市又は市の指定する第三者がSPCから専らSPCが使用する什器・備品及び専らSPCが使用する医療機器の所有権を譲り受ける場合、SPCは、市に対し、当該什器・備品及び医療機器にかかるマニュアル、保守点検業務報告書を無償で引き渡し、これを無償で使用させなければならない。

(事業契約終了時の総合医療情報システム及び部門コンピューターシステムに関する措置)

第99条 SPCは、総合医療情報システムの運営、保守管理業務の終了に際し、市が要求した場合には、市に対して、総合医療情報システムを継続使用できるよう運営・保守管理に関して必要な事項を説明し、引継ぎに必要な協力及び法的措置を行う。

- 2 SPCは、総合医療情報システムの運営、保守管理業務終了後に新たなシステムが導入される場合、本システムから新たに導入されるシステムへのデータの移行に必要な協力を行う。
- 3 SPCは、市に対し、事業期間終了後も市が必要とする限り、総合医療情報システムの運営、保守管理業務の終了に際し、総合医療情報システムのソフトウェアのパッケージ部分の使用(複製、頒布、展示、改変、翻案を含む。)を無償で許諾しなければならない。
- 4 SPCは、市と協議のうえ、部門コンピューターシステムのうち、市の要求するシステムのソフトウェアの使用(複製、頒布、展示、改変、翻案を含む。)を無償で許諾しなければならない。
- 5 SPCは、部門コンピューターシステムのハードウェアの所有権を、無償にて譲り渡さなければならないが、市はこれを譲り受けなければならない。ただし、第8章第2節ないし第7節に基づき本契約が契約期間満了前に終了した場合、SPCは、部門コンピューターシステムのハードウェアの所有権を、別紙10の算式により計算した価格にて譲り渡さなければならないが、市は、自ら又は市の指定する第三者をして、これを譲り受けなければならない。
- 6 前項にかかわらず、第8章第2節に基づき本契約が終了した場合、市とSPCは、部門コンピューターシステムのハードウェアの所有権移転の有無及び条件について協議を行う。
- 7 SPCは、市に対し、マニュアル、申し送り事項、仕様書、保守点検業務報告書、その他市が必要と認める書類一切を無償で引き渡し、これを無償で使用(複製、頒布、改変、翻案を含むが、展示は含まない。)させなければならない。

(その他契約終了に伴う措置)

- 第100条 市は、自ら又は市の指定する第三者をして、病院運営を継続するために必要と判断する財産であって、維持管理・運営事業に使用するためにSPCが調達し、本契約終了時にSPC、構成員、協力企業又は受託企業が所有(リース契約により調達したものを含む。)しているもの(ただし、専らSPCが使用する什器・備品及び専らSPCが使用する医療機器を除く。)を買い受けることができる。市又は市の指定する第三者が買い受けるものの価格は、市とSPCの協議により決定するものとする。
- 2 前項に基づき市又は市の指定する第三者が買い受ける場合、市は、市又は市の指定する第三者の選択により一括又は分割にてその対価を支払う。ただし、第91条に基づき本契約が終了した場合には、市又は市の指定する第三者は一括にてその対価を支払うものとする。市が分割払いを選択した場合のSPCが負担する合理的増加費用(資金調達費用及びSPCの会社としての存続費用を含む。)は、市の負担とする。
 - 3 SPCは、本病院の維持管理・運営事業を行うに際して、SPCの費用で調達したもの(前2項により買い受けの対象となるものを除く。)を撤去し、また、利便施設その他SPC、構成員、協力企業又は受託企業が病院施設内で使用した場所を原状に復して返還しなければならない。当該撤去費用等の費用は、SPCの負担とする。ただし、市の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合における当該撤去費用

等の費用は、市とＳＰＣとの間に別段の合意がある場合を除き、市の負担とする。

４市は、ＳＰＣとの協議のうえ、ＳＰＣが物品管理・物流管理（ＳＰＤ）業務の一環として調達した薬品、診療材料の在庫品を合理的な範囲で買い取るものとする。